

# くるみんは、子育てサポート企業の証です。 あなたが訪れる企業は、くるみんをとっていますか？

「子育てサポート企業」の証 愛称：くるみん



「くるみん」は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、次世代育成支援対策に関する行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、労働者の育児休業の取得状況や働き方の見直しに資する多様な労働条件を整備するなど一定の基準を満たした企業に対し、「**子育てサポート企業**」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）から与えられる認定マークです。

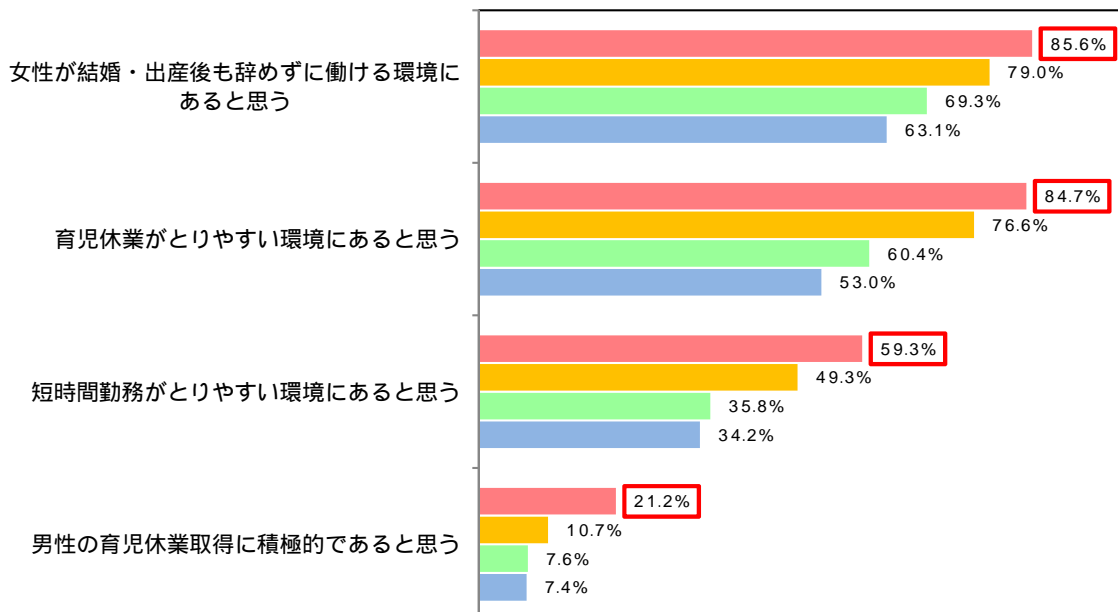
愛称の「くるみん」には、赤ちゃんを包む「**おくるみ**」、赤ちゃんが優しく大事に「**くるまれる**」、「**職場ぐるみ・会社ぐるみ**」で子育てを支援しようという意味が込められています。

ここでは、くるみん認定企業で働くメリットをご紹介しますとともに、そもそも「次世代法って何？」という方のために、次世代法の内容についてもご紹介します。

## くるみん認定企業で働くメリット（女性従業員の声）

くるみん認定を取得している企業の方が、「女性が結婚・出産後も辞めずに働ける環境にあると思う」「育児休業がとやすい環境にあると思う」という効果を認識している女性労働者が多くなっています。

行動計画の策定・認定の有無別  
一般従業員（女性・子どもあり）の企業の両立支援の取組に対する評価  
：複数回答



■ 300人以上行動計画策定・くるみん認定 (n = 118)

■ 300人以上行動計画策定・くるみん非認定 (n = 625)

■ 100 - 299人行動計画策定 (n = 553)

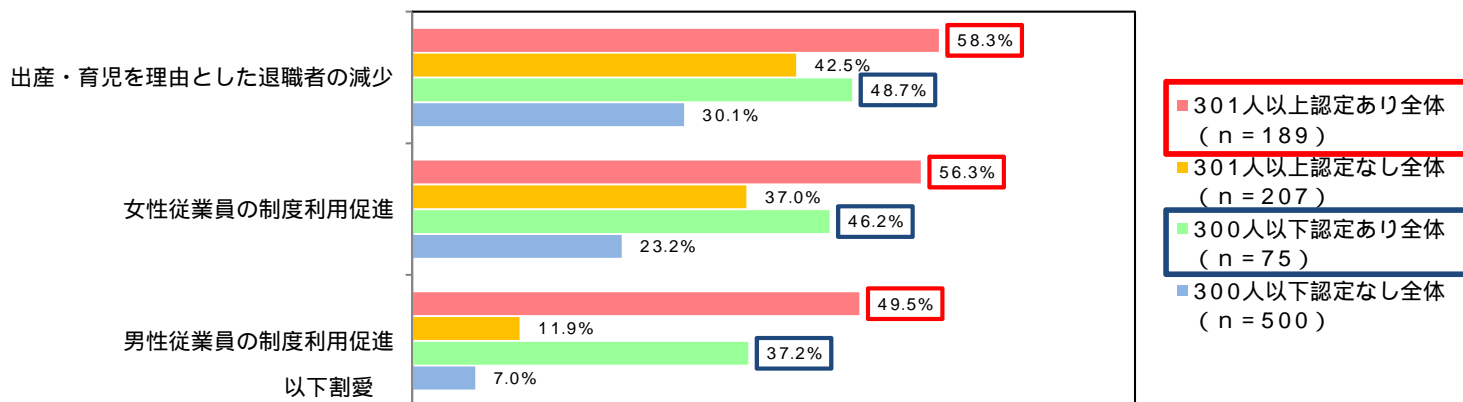
■ 100 - 299人行動計画未策定 (n = 149)

1 現在働いている会社の両立支援の取組について、「そう思う」+「ややそう思う」の割合の計  
2 100 - 299人の「くるみん認定」や「くるみん非認定」は割愛  
(資料出所) 労働政策研究・研修機構「男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査結果」(2013)



企業の人事担当者からも「出産・育児を理由とした退職者が減少した」「労働者の両立支援制度の利用が促進された」「女性の勤続年数が伸びた」という声が上がっています。

### 認定の有無別 次世代法の効果（企業人事担当者）：複数回答



（資料出所）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成24年度一般事業主行動計画に関する調査結果報告書」（平成25年3月）を元に厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課において再集計

## くるみん認定企業をチェック！

くるみん認定企業はくるみんマークをつけています。

くるみん認定企業は、企業のHPや商品、名刺、広告、求人広告などにくるみんマークをつけることができ、子育て企業であることをPRできます。

ぜひ、これらをチェックして、くるみん認定企業を見つけてみてください。

【くるみん認定企業はこちらからも検索できます】

- 都道府県別で検索：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/>
- 企業名で検索：<http://www.ryouritsu.jp/>

【くるみんマークについて】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/kurumin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html)

## 次世代法とは？

仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備などを促進する法律です。

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。この法律に基づき、企業は労働者の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定することとされています（労働者101人以上の企業は義務、100人以下の企業は努力義務となっています）。

次世代法は、もともと10年間の時限法であり、この間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要です。

このため、次世代法の有効期限が10年間延長され、平成27年4月からは、くるみん認定制度に加え、新たな認定（特例認定）制度が創設され、くるみん認定企業のうち、より次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業は特例認定を受けることができます。

特例認定の名称やマークなど詳細については、今後決定される予定なので、くるみんマークとともにぜひ注目してみてください。

ご不明な点については、三重労働局雇用均等室までお気軽にご相談ください。

所在地：514-8524 三重県津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階

電話：059-226-2318

